

多忙な方も、多忙でない方も

任せて安心!

# 労働保険の 事務委託。

- 労働保険料を**3回分割**できます。 ※1
- 社長さんも**特別加入**ができます。 ※2
- 面倒な**事務手続き**が軽減します。 ※3

多忙で書類の手続きが面倒!

役所まで行く時間がない!!

事務手続きが煩わしい!!

社長も労災保険に入りたい!!



## ■委託できる事務範囲は以下の通りです

- 労働保険料の申告及び納付に関する事務手続き
- 保険関係の成立や雇用保険の事業所設置等の届出手続き
- 雇用保険被保険者に関する諸手続き
- 労災保険の特別加入の申請等に関する事務手続き
- その他、労働保険についての申請・届出・報告に関する事務手続き

※印紙保険料に関する事務並びに労災保険・雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は行えません。

知らなかったなあ〜



**絶対おすすめです!**  
**今すぐお問い合わせ**  
**ください。**

## ●常時300人以下の労働者を使用する事業主の方が対象です。

※金融・保険・不動産・小売業は50人以下、サービス業は100人以下の事業主様が対象です。

◀裏面のFAX用紙をご利用ください。

## ■労働保険事務組合とは

事業主さんの委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務をすることについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

## ■労働保険事務委託料金ごあんない ※(月額料金)

従業員数	事務委託費	二元適用事業	
1人	2,000円	2,500円	※二元適用事業所とは 労災保険に関わる保険関係と雇用保険に関わる保険関係を別個に取り扱い、保険料の申告、納付もそれぞれ別個に処理する事業(建設、農林水産等の事業)
2人~4人	3,000円	3,500円	
5人~9人	3,500円	4,000円	
10人~14人	4,000円	4,500円	
15人~20人	5,000円	5,500円	
21人~25人	5,500円	6,000円	
26人~30人	6,000円	6,500円	
31人以上	7,000円	7,500円	

※従業員数は雇用保険に加入されている方

## ■委託のメリット

- ※1/労働保険料の額に関わらず、**3回**の分納ができます。
- ※2/社長も役員さんも、家族従事者の方も…  
**労災に加入できる特別な制度**があります。
- ※3/ハローワークへの諸手続や煩雑な事務処理などが**グーンと軽減**されます。



関西同友会事業協同組合

大阪市中央区農人橋 2-1-30 谷町八木ビル 3F

<http://www.kansai-doyukai.or.jp>

お申し込みお問い合わせはお気軽に

**TEL:06-6944-1259**